

健康増進法は社会環境の整備も含めて健康を確保しようとする点で画期的なものであり、喫煙の問題に関しては「受動喫煙の防止（第25条）」に取り組むことが謳われました。

平成15(2003)年5月1日、国民保健の向上を図ることを目的に健康増進法が制定されました。これにより、健康増進の推進に関して基本的な事項を定めるとともに、具体的な措置を講ずることになりました。また、そのために『国民』『国および地方公共団体』『健康増進事業実施者』は、それぞれの立場で健康の増進等や関連事業等の推進を行う責任（責務）を果たさなければなりません。

喫煙対策に関しては、第7条の基本方針の中で喫煙に関する正しい知識の普及について、また第25条で受動喫煙（他人のたばこの煙を吸わされることをいう）防止について、それぞれ明記されています。特に25条では、「多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と、施設の管理者に対して具体的な対策が求められました。ここでいう「多数の者が利用する施設」とは、学校、病院、百貨店、官公庁施設、飲食店など公共の場合全般です。

この法律の制定後、多くの企業や施設が禁煙スペースの設置に早速取り組み始めました（病院、百貨店、駅のホームや高速道路のサービスエリアなど）。地方公共団体においても、この法律の影響もあって、まずは平成14

(2002)年10月1日、路上喫煙を禁止する「生活環境条例」が東京都千代田区でスタートしました。その後、多くの自治体で路上喫煙を禁止する条例等の制定の動きがあります。広島市でも、平成15(2003)年10月1日に「広島市ばい捨て等の防止に関する条例」が施行され、歩行喫煙行為に制限を設けました。

今後、皆がたばこの害（受動喫煙に関しても）について正しい知識を身につけ、受動喫煙の被害がなくなるよう、できるだけ早急に社会環境の整備を行わなければなりません。

法律にしたがって受動喫煙対策をしてください

貴施設は  受動喫煙の防止義務を定めた健康増進法25条に違反しています

裏面をご覧ください

★健康増進法（2002年8月2日公布）

第五章第二節 受動喫煙の防止

第二十五条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

★厚生労働省分煙効果判定基準（2002年6月12日公布）

方法1. 全面禁煙 方法2. 排気装置による完全分煙

（空気清浄機・分煙機はタバコ煙の有害物質が素通りするため無効です）

参考ホームページ <http://nonsmoke.hoops.ne.jp>

日本禁煙推進医師連盟会員がPRに使っているイロカード（山岡雅顕氏発案）

上：おもて 下：うら

林田賢史